

## 愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 195 号（諮問第 204 号）

件名：質問内容に対してどのように調査したのかわかる文書の不開示（不存在）決定（警察署分）に関する件

### 1 開示請求

令和 2 年 11 月 24 日

### 2 原処分

令和 2 年 12 月 7 日（不開示（不存在）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記の自己情報開示請求について、廃止前の愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 21 条第 2 項（開示請求に関する保有個人情報を保有していない）に該当するとして、不開示とした。

### 3 審査請求

令和 3 年 1 月 15 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 3 年 2 月 18 日

### 5 審議会の結論

処分庁が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 6 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び処分庁のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

#### (2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が平成 31 年 2 月 20 日付けで愛知県公安委員会に提出をした質問書に対して、処分庁が調査した内容

が記載された文書であると認められる。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 審査請求人は、審査請求書において、質問書を提出したのに、何も調査していないというのは、役所の対応としてありえないので、何らかの調査を実施しているはずであると主張している。

イ 処分庁によれば、稲沢警察署の警察職員が平成 31 年 2 月 20 日付け質問書の写しについて確認したところ、平成 30 年 11 月 5 日付けの審査請求人からの苦情申立書（以下「苦情申立書」という。）に係るものであるとのことである。また、稲沢警察署の警察職員は、警察安全相談等・苦情取扱票（以下「本件取扱票」という。）を作成し、稲沢警察署長へ報告したところ、苦情申立書に関することは、既に稲沢警察署は対応していたことなどから、稲沢警察署長から苦情申立書に係る質問書に対しては、回答する必要はない旨の指揮を受けたとのことである。

ウ 当審議会において本件取扱票を確認したところ、苦情申立書に係る質問書が添付されて所属長まで報告がされており、所属長指揮事項の指揮内容に「回答する必要がないと判断し、打ち切りとする」と記載されていることが認められた。また、本件取扱票に質問書に対する調査の内容の記載がないことが認められた。

エ これらのことからすれば、本件開示請求の対象文書は存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象保有個人情報の存否については、前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私は、平成 31 年 2 月 20 日付で愛知県公安委員会あてに質問書を提出しましたが、質問内容に対してどのように調査したのかわかる文書

請求日現在、稲沢署で保管のもの